

岩手県告示第380号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和4年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年5月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社菊池商店
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市広田町字泊138番地2
 - ウ 代表者の氏名 菊池淳也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5749号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月11日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年5月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社大盛塗装工業
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字中井沢10番地7
 - ウ 代表者の氏名 新沼愛弓
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第6279号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月12日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年5月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社西條創建
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢福吉町2番地28
 - ウ 代表者の氏名 西條仁也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第8436号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年4月28日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊地電気サービス
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢羽田町字中袋34番地
 - ウ 代表者の氏名 菊地強
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第60175号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年5月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和4年5月24日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 あさひクレーン

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢字桜屋敷537番地

ウ 代表者の氏名 岸晴男

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第60242号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年5月11日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和4年5月11日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 山仁興業

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字晴山第20地割字長久根103番地1

ウ 代表者の氏名 山仁馬之丞

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-30)第150126号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年5月2日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。